

社会教育指導の重点

はじめに

京丹後市の社会教育は、すべての市民があらゆる機会や場所を利用して、自らの実生活に即する文化的教養を高めることのできる環境を整備するとともに、本市の将来像「ひと、みず、みどり 市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて、郷土に誇りをもち、夢と希望をもって未来に飛躍する人間性にあふれた人づくりを進めることを目的とする。

今日、市民の生活は、科学技術の進歩をはじめとする急速な社会の変化に伴い、複雑化・多様化が進み、常に変化する社会に適応していく能力が求められている。さらに、地域社会の変化に対応し、市民生活の基盤となる地域を活性化することは、緊急かつ重要な課題となっている。

このような中で、市民が学習意欲を持ち、生涯にわたる学習活動を通して、豊かな知識と社会の変化に対応できる能力を身につけるとともに、地域における相互学習や組織的な地域活動を通して、思いやりのある人間関係の形成と地域を支える意欲と行動力を養うことが必要である。そのため、学習環境を整備するとともに、学習機会や情報提供機能を充実し、市民の主体的な活動を支援していくことが社会教育の果たすべき重要な役割である。

このため、本市の社会教育は、京丹後市教育振興計画に基づき、生涯にわたり主体的に学ぶことのできる環境づくりを推進するために次の項目を設定し、本年度における推進の重点とする。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習推進体制の整備

市民が創造性あふれる豊かな生活を送るために、あらゆる機会や場所で自らの生活に即した課題について学ぶことができる学習環境の整備、充実に努める。

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、学校教育及び行政機関、各種団体と連携した推進体制を整備する。
- (2) 市民の学習ニーズの把握に努め、実態に即した学習機会の提供を進める。
- (3) 効果的な学習プログラムの開発とネットワーク化を図り、学習情報の提供と学習基盤の整備を進める。
- (4) 自主的なサークル活動の育成及び身近な指導者の確保を図るとともに、自発的な学習ボランティアの確保に努める。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、さまざまな現代的課題に関する学習機会の提供に努める。

- (1) 国際交流が進む今日、我が国の伝統文化を尊重しながらも、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動を推進する。
- (2) 本市の美しい自然を守り育てる環境づくりに向け、市民の自主的な環境保全活動を支援するとともに、地域の自然資源等を活用した学習及び体験活動を推進する。
- (3) 高度情報化が進展し、情報の果たす役割や影響が増大する中、市民の多様な情報に対する活用能力の向上と情報モラルの確立をめざした学習活動を推進する。
- (4) 男女平等の理念を踏まえ、男女共同参画による地域づくりをめざして、地域の

女性組織の育成を図るとともに、女性の自立と社会参加を促すための身近な場での学習及び交流活動を推進する。

- (5) 高齢化社会の現実を踏まえ、高齢者の学習活動を通じた交流の機会を提供することによって高齢者の生きがいを高めるとともに、その知識や経験を生かした地域活動を推進する。
- (6) 障害のある人の自立と社会参加を促進し、充実した生活を営める共生社会の実現をめざすための学習と交流機会の提供に努める。

3 地域を創る公民館活動の推進

公民館は、社会教育の実践活動を進める拠点であるため、市民の身近な学習の場及び地域活動の拠点として、その機能を十分に発揮できるよう積極的に支援する。

- (1) 中央公民館の機能を整備するとともに、地域公民館との連携体制を構築し、お互いの役割を明確にしつつ、生活基盤を支える地域の活性化をめざした活動を推進する。
- (2) 市民の身近な地域課題や生活課題に即した学習機会の提供に努める。
- (3) 市民の自治意識や地域の連帯感を高めるため、市民すべてが気軽に参加し交流できる自治公民館活動の促進を支援する。
- (4) 公民館の役職員の研修と交流を進め、指導者の育成と資質の向上を図る。
- (5) 地域の各種団体及びサークルの育成及び連携を図り、市民の自主的かつ継続的な学習活動を支援する。

4 生涯学習を進める図書館活動の推進

図書館は、学習情報の提供と自発的な学習の場であるため、市民の図書館利用を促進するとともに、ニーズにあった幅広い情報の提供を進めるとともに、機能の充実を図る。

- (1) 図書館の利用を促進するため、資料の充実とサービスの向上に努める。

- (2) 新たな京丹後市子どもの読書活動推進計画に基づき、学校等と連携しながら、子どもの読書活動を推進する。
- (3) ボランティアの育成と活用を図るとともに、読書活動の普及・啓発に努める。
- (4) 市民の幅広いニーズに対応するため、広域的な情報の収集と提供を進める。
- (5) 本館と分室のネットワーク化を推進し、市民が利用しやすい運営に努める。

5 社会教育施設及び設備の充実

公民館や図書館をはじめとする社会教育施設について、市民のニーズにあった設備・機能の充実に努めるとともに、各施設の特性を生かした有効な活用と利用の促進を図る。

- (1) 公民館の学習機能を高めるため、施設及び設備の整備・充実に努める。
- (2) 図書館施設の利便性を高めるとともに、情報を効果的に提供できるよう施設及び設備の充実に努める。
- (3) その他社会教育施設の整備及び機能の充実と利用の促進を図る。
- (4) 市民の主体的な活動を支援するため、各社会教育施設の機能を生かした体系的、継続的事業を実施する。

人権教育の推進

1 人権教育及び啓発活動を進める体制の充実

人権問題は、国民的な重要課題であることを踏まえ、あらゆる人権問題の解決に向けて、関係機関と連携しながら、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を推進する。

- (1) 人権問題の解決に向けた学習活動を活性化するため、学校教育及び関係機関・団体と連携し、職員及び指導者の資質向上を図るための研修機会の

充実に努める。

(2) 関係部局と連携し、啓発活動を推進する組織の育成・充実に努める。

2 人権に関する学習機会の充実

人権が尊重される社会の実現に向けて、社会教育が果たすべき役割を認識し、人権に関する多様な学習機会の提供に努める。

(1) さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実に努める。

(2) 学校、家庭、地域や団体など、身近な場での学習機会の拡充に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 子どもの成長を支える家庭教育の振興

次代を担う子どもが「生きる力」を身に付け、心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭教育の果たす役割の重要性を再確認し、子どもの発達段階に即した効果的な学習機会の提供に努めることによって、家庭教育の教育力を高め、家庭教育の総合的な振興を図る。

(1) 子育ての不安や悩みに対応するため、関係機関との調整を図り、効果的な情報の提供や身近な場での学習と交流及び相談活動を推進する。

(2) 親と子の共同活動を促進し、親子のふれあいを大切に活動を進める。

(3) 家庭・地域社会・学校の連携を強化し、系統的な学習機会の拡充と子どもを守り育てる地域活動を促進する。

(4) 子どもの成長を支える関係団体を積極的に支援し、組織の育成を図る。

2 青少年の育成と地域活動の推進

学校教育との連携を強化するとともに、社会の構成員としての自覚を育てるため、青少年の社会参加を促し、地域における活動を推進する。

- (1) 地域を拠点とした集団活動や社会参加活動及び学習・文化・スポーツ活動など、身近な場での活動と交流の機会を拡充する。
- (2) 青少年の体験活動を通して、地域への関心を高めるとともに、集団活動を通して協調性と行動力を育てる。
- (3) 青少年の健全育成と安心・安全な地域づくりのため、家庭・地域社会・学校及び関係団体や行政機関が組織的に連携し、課題を共有することによって、効果的な地域活動を推進する。

3 地域の教育力を高める成人教育の充実

市民生活の向上と地域活動への積極的な参画を促進するため、市民の生活課題、地域課題に即した学習活動を推進する。

- (1) 市民の自発的な学習活動を促進するため、市民の学習ニーズを把握するとともに、継続的かつ系統的な学習の場を提供する。
- (2) 市民生活の向上を図るため、各種講演会や学級・講座など、幅広い学習機会の提供に努める。
- (3) 地域づくりを基盤とした学習活動を進めることによって、地域における市民の連帯感を高めるとともに、地域リーダーの育成を図る。
- (4) 地域の優れた人材の発掘をすすめるとともに、市民の学習の成果を学校等における教育活動へ活用する機会を提供する。

文化・芸術の振興

1 地域文化活動の促進

市民が生きがいのある生活を送ることができるよう地域の生活文化を育て、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する。

- (1) 市民の継続的な文化活動を促進するため、文化団体等の活動を支援するとともに指導者の養成を図る。
- (2) 地域の特色を生かした文化事業及び市民の自発的かつ組織的な文化活動を育成する。

2 芸術鑑賞の機会及び情報の提供

市民の豊かな心を育むため、優れた文化芸術に親しむ機会を充実するとともに伝統文化活動の推進を図る。

- (1) 関係機関・団体との連携を強化し、優れた文化芸術や伝統文化に親しむ機会の拡充を図る。
- (2) 文化芸術に関するさまざまな情報の収集と提供に努める。

文化財の保護と活用

郷土の歴史・文化財を後世に伝えるため、歴史や文化財を学習する機会を充実させ、文化財の保全や史跡整備を図り、資料館施設の整備充実により郷土への愛着と誇りを育む。

- (1) 文化財保護法の理念に基づき、郷土の文化財の保護と活用を図る。
- (2) 地域の文化財保全のため、市民啓発と土地等の開発調整に取り組む。
- (3) 市民団体等の文化財の保護活動を支援する。

- (4) 学校教育と連携し、丹後学など児童生徒用の資料作成など歴史文化の学習を支援し、児童生徒の郷土愛を育む。
- (5) 史跡整備検討委員会の答申を基に、網野銚子山古墳等の史跡整備を推進する。
- (6) 多くの市民が、本市の歴史文化を学ぶことで、郷土に誇りと愛着心を高め、さらにその知識や体験をまちづくりや地域活性化に生かすことのできる文化財講座や文化財博士の育成事業等の学習機会を充実し人材活用を図る。
- (7) 資料館等の文化財関連施設の機能を活かした学習及び体験活動を推進する。資料館施設の整備充実を図る。併せて丹後東海地方の文化方言等調査事業をすすめ、他地域との交流を調査する。
- (8) 郷土意識と市の一体感を高める市史編さん事業を推進してきた。当事業の調査成果を普及啓発し地域づくりに活かす。
- (9) 山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに登録されたことを契機に、琴引浜の鳴き砂をはじめとする美しい地質遺産を教育に活かし普及啓発する。
- (10) 京丹後市デジタルミュージアム、文化財ライブラリーなどインターネット環境を活用して、京丹後市の文化財を普及啓発する。

生涯スポーツの推進

1 スポーツ推進体制の整備

京丹後市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツ文化の都 京丹後市」の創造に向けて、目標の達成に効果的な事業を展開できる体制を整備する。

- (1) スポーツを通じた本市の活性化を図るために、関係部局との連携を強化し、計画の進捗状況と事業の実効性を共有できる組織体制を整備する。
- (2) 市民アンケートを実施し、本計画の進捗状況と市民のニーズを把握することによって、効果的なスポーツ活動を推進する。

2 地域スポーツ活動の推進

京丹後市スポーツ推進計画に基づき、市民が生涯を通して健康で生き生きとした生活を送るため、気軽にスポーツ及び健康づくり活動に親しめる機会の拡充に努める。

- (1) 市民が、年齢に応じて健康・体力づくりを主体的に進めるため、それぞれのニーズに即したスポーツ・レクリエーション活動の推進に努める。
- (2) 地域の特性を生かしたスポーツ教室、大会等を実施し、スポーツを通じた地域間交流を推進する。
- (3) 市民のスポーツに対する関心を高めるため、「する」スポーツはもとより、「みる」・「ささえる」スポーツの推進に努める。

3 スポーツ競技力の向上

- (1) 青少年スポーツ団体を支援することによって、青少年の体力向上と健全育成及び地域指導者の資質の向上を図る。
- (2) 関係機関・団体と連携して地域でのスポーツ及び健康づくり活動を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・充実を図る。
- (3) 競技団体を支援し、競技力の向上と競技人口の拡大及び優れた指導者の養成に努める。

4 社会体育施設の整備・充実

市民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、活動の拠点である社会体育施設・設備の整備に努める。

- (1) 市民に効果的なスポーツ環境を提供するため、社会体育施設の設備及び機能の維持・改善に努める。
- (2) 社会体育施設の利用実態を把握するとともに、利用の促進を図る。

社会教育指導体制の充実

社会教育を効果的に推進するために、社会教育関係委員及び社会教育関係職員の研修機会の拡充に努め、社会教育指導者の資質の向上を図る。

(1) 社会教育関係委員の活動を活性化し、社会教育の計画的かつ系統的な推進を図る。

(2) 社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修及び交流機会の拡充に努める。